

教育委員会会議録

(定例会)

令和7年9月25日開催

さいたま市教育委員会

1 期	日	令和7年9月25日(木)	
2 場	所	教育委員会室	
3 開	会	午後2時00分	
4 出 席 委 員	教 育 長		竹 居 秀 子
	教育長職務代理者		大 谷 幸 男
	委 員 員		石 田 有 世
	委 員 員		伊 藤 華 英
	委 員 員		小 山 和 也
	委 員 員		堀 田 香 織
5 議場に出席した者	副教育長		栗 原 章 浩
	教育委員会事務局理事兼管理部長		山 本 高 弘
	学校教育部長		野 津 吉 宏
	生涯学習部長		深 津 健太郎
	学校教育部参事兼教職員人事課長		青 木 貴
	学校教育部参事兼高校教育課長		大 原 照 光
	教育総務課長		小 出 博 康
	生涯学習振興課長		八 島 典 子
6 会議録署名委員	伊 藤 華 英		

7 議事等の概要

竹居教育長

それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。

本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。

書記

おりません。

竹居教育長

本日の会議録の署名委員は、伊藤委員にお願いいたします。

本日の議案に、報告第14号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」、報告第15号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」、議案第56号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。

本日の議案については、報告第13号から報告第15号、議案第53号、議案第54号及び議案第56号は人事に関する案件、議案第51号は議会に関する案件、議案第55号は個人情報を取り扱う案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。

各委員

<異議なし>

竹居教育長

それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、本日の議案は議案第52号を除き非公開となります。

会議の順番ですが、まず議案第52号、続いて非公開となる報告第14号、第15号、議案第56号、第51号、第53号、第54号、その後、報告第13号、議案第55号の順に審議することいたします。

議案第52号 さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

竹居教育長

それでは、議案第52号について、事務局から説明をお願いします。

教職員人事課長

議案第52号「さいたま市教職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明いたします。

議案書8ページを御覧ください。

改正内容ですが、部分休業を取得する際に提出する書類である部分休業承認請求書について、部分休業簿に改めるものでございます。

次に、9ページを御覧ください。

提案理由ですが、さいたま市職員の育児休業等に関する条例等の改正に伴い、教職員服務規程の一部を改正するものです。

さいたま市職員の育児休業等に関する条例等の改正内容について補足いたします。6月の条例改正等により、10月1日から、部分休業制度が現行の、1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員は、いずれかの形態を選択可能となっております。新制度である10日相当の部分休業は、10日相当の時間を1日又は1時間を取得単位として使用することができるため、年次有給休暇のように残時間等を簿で管理する必要があることから、改正したものです。

なお、改正内容は、国家公務員及び市長部局に合わせたものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和7年10月1日とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願ひします。

竹居教育長 何かありますか。

石田委員 何名くらいが部分休業を取得するのでしょうか。

教職員人事課長 これまでに部分休業を取得した方は、令和6年度に79名、令和5年度に47名いらっしゃいます。

竹居教育長 それでは、議案第52号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第52号は原案のとおり可決されました。

報告第14号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

報告第15号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

議案第56号 さいたま市教職員（管理職）の人事について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第51号　さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

竹居教育長

それでは、議案第51号について、事務局から説明をお願いします。

高校教育課長

議案第51号「さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を御説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

提案理由でございますが、高等学校等就学支援金の見直しに伴い、「さいたま市授業料等徴収条例」の一部改正をするものです。

改正の詳細については、2ページを御覧ください。

条例改正前後を記載する新旧対照表となります。第2条及び第5条につきまして、授業料の額について市外生の額を市内生と同額に改め、入学料について市外生の額を142,000円に改めるものとし、所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日は令和8年4月1日でございます。

説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。

竹居教育長

何かありますか。

堀田委員

市外生は何割いらっしゃいますか。

高校教育課長

市内生と市外生の割合は6：4です。

大谷委員

埼玉県の教育長とお話する機会があったのですが、県立高校に魅力がないと生徒が集まらず、私学に流れてしまうと悩んでいらっしゃいました。市立も油断せず、どのように魅力を高めるか考えていただきたいと思います。

高校教育課長

単なる授業料の無償化ではなく、公立高校の在り方そのものが問われていると考えております。東京都や大阪府では公立から私立に流れてしまっている状況もあります。

本市には中等教育学校も合わせて4校ありますが、特色ある学校づくりとして、普通科だけでなく、それぞれの学校の強みを作っていました。結果として、県内でも多くの生徒が志願してくれる学校にはなっておりますが、油断せず、今の高校の強みをどのように活かしていくのか、学校と連携しながら進めていく所存です。

堀田委員 入学金は、県立高校と比べて高いのでしょうか。

高校教育課長 平均的な公立高校の入学金は5,650円です。しかし、例えば川越の市立高校では、市外生の入学金は10万円です。本市はそれより高いですが、県内でも10万円を超える事例はあります。

小山委員 正論としては、公金は社会的弱者、教職員、学校施設等に使うべきだと思います。アメリカやヨーロッパでも私学に流れてしまう状況は起きていますから、慎重に対応する必要があると思います。

竹居教育長 それでは、議案第51号につきましては、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 <異議なし>

竹居教育長 出席委員全員の賛成により、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第53号 令和7年度さいたま市優秀教職員表彰について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

議案第54号 さいたま市社会教育委員の委嘱について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

報告第13号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について
<非公開案件につき内容は省略>

議案第55号 行政情報一部開示決定に係る審査請求について
<非公開案件につき内容は省略>
<議案は原案どおり可決>

竹居教育長 以上をもちまして、本日の教育委員会会議の議事を終了いたします。

これにて、教育委員会会議を閉会いたします。

8 閉

会

午後2時50分